

あなたはいくつ知っていますか？

震度6弱以上の の大震災が発生したら...



新たに自動車を
乗り出してはいけません！



環状七号線から都心方向への
車両の交通が禁止となります



運転中の方は、道路外の施設(駐車場等)へ
自動車を移動・駐車させましょう！



目的地に到着したら、新たに
自動車を使用しないでください！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



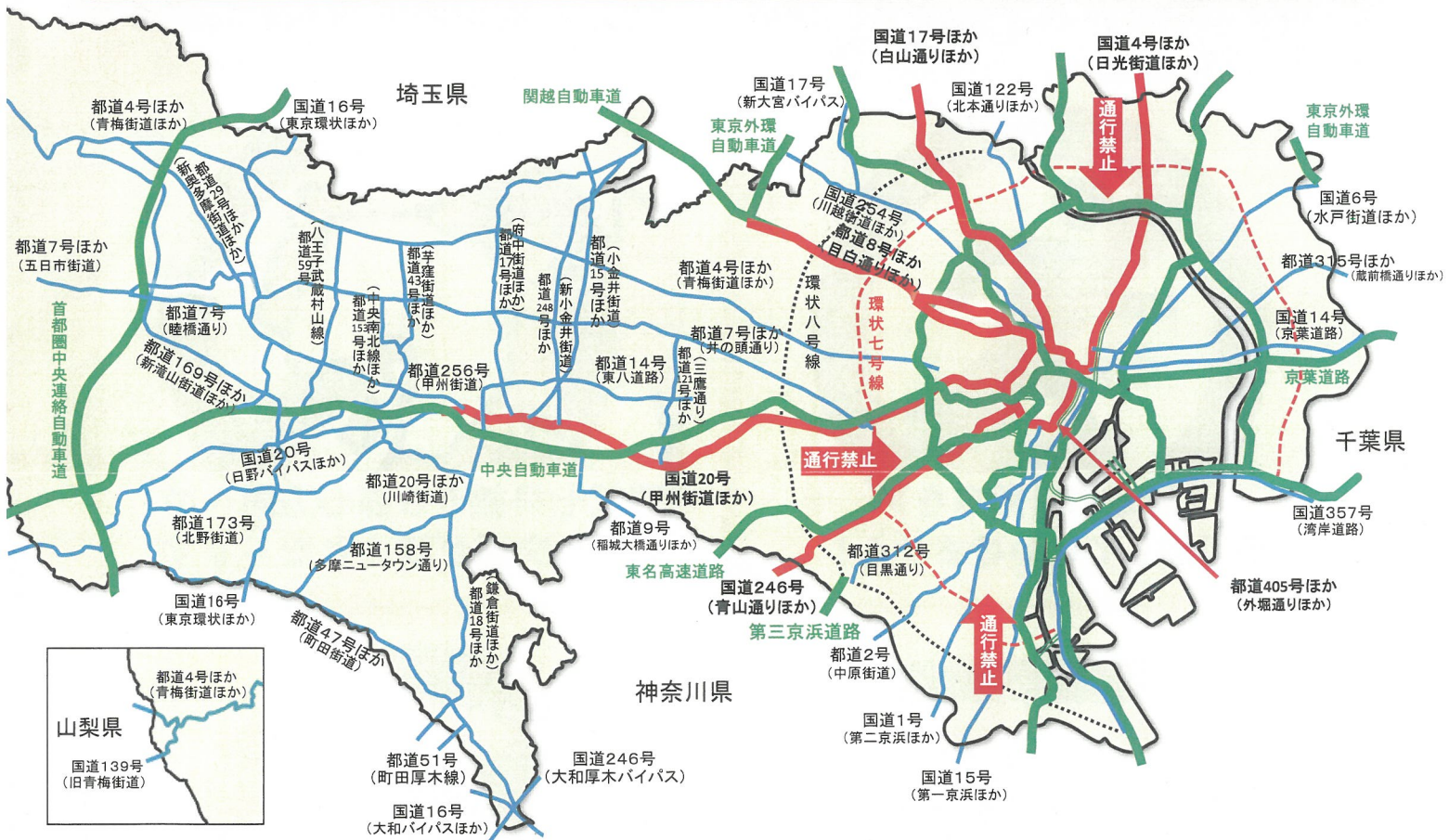
3.11を忘れない。ドライバーの協力で、救える命がある。

大震災発生時 交通規制

震度6弱以上



大震災発生時は、人命救助や消火活動のため、以下の交通規制が実施されます。



第一次交通規制

環状七号線から都心方向への車両の通行が禁止となります。高速道路等と一般道路6路線が「緊急自動車専用路」に指定され、車両の通行が禁止となります。
※環状七号線は、う回路として通行できます。

- 緊急自動車専用路として指定される路線(一般道)
- 緊急自動車専用路として指定される路線(高速道路等)

第二次交通規制

「緊急自動車専用路」が優先的に「緊急交通路」として指定され、車両の通行が禁止となります。
※災害応急対策に従事する車両のみの通行となります。

- 緊急交通路として指定される路線(一般道)
- 緊急交通路として指定される路線(高速道路等)
- 必要に応じ、緊急交通路として指定される代表的な路線

※被害状況及び交通状況により、指定される路線を変更することがあります。



詳しくはホームページで「警視庁大震災」[検索](#)



https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/index.html

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

